

様式 2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	県土整備部 建築住宅課
契約締結年月日	令和 7 年 4 月 1 日
契約者名	一般社団法人 山梨県建築士会
契約名	やまなし住まいの安全・安心相談窓口設置事業委託
契約金額 (税込み)	1, 1 8 8, 0 0 0 円
随意契約理由	本業務は、地震などの大規模災害に備えた住宅の改修等を行う際や、高齢者・障害者等が住宅を整備・改造するときに、建築の専門家に気軽に相談できる体制を確立し、安全で快適な住生活の実現を図ることを目的として、相談窓口を開設し、常時県民の相談に応じ、指導及び助言を行う業務である。 本業務を実施するに当たり、生活習慣が多様化している現代社会において、その質問内容は多種多様であることから、相談に対応する者は、幅広い専門知識を有する必要がある。また、建築専門分野は多岐に渡り、対象区域も県内全域となるため、質問への迅速かつ正確な対応が求められる。 建築士会は定款の中で、建築行政と協働をなし、公共の福祉の増進に寄与することを目的として掲げ、事業には「建築行政・まちづくり市民活動への協力」と記載されており、これまで様々な形で県の建築行政への協力を行っている団体である。また、本契約は平成 7 年度より「建築士会」に委託をしており、業務に対するノウハウを有しているため、県民に対して迅速で正確な対応が期待できる。各分野のエキスパートとなる建築士が多数所属し、かつ、それぞれの地区に速やかに対応できる建築士が配置されているのは建築士会において他になく、競争入札に適さないため、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約とする。 また、上記から、一個人又は一会社の専有する役務の提供を受けるものであり、山梨県財務規則第 1 3 7 条第 3 項の特別な理由に該当するので、見積合わせを省略する。
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号